

令和4年度 発達支援センター就学学習会

福祉制度と 放課後等デイサービスについて

日時 令和4年6月9日(水) 10時より
場所 千歳市総合福祉センター402号室

千歳市障がい者総合支援センターChip 品田 敏

今日のお話

- 1 . はじめに
- 2 . 支援の移り変わり
- 3 . 利用可能な支援
- 4 . 児童福祉法の施策
- 5 . 障害者総合支援法の施策
- 6 . 福祉サービスが必要と思ったら
- 7 . おわりに



1. はじめに

40年間 子どもと教育にかかわる

- ・学童保育 1年半
- ・学校 37年半

特別支援学級担任4年

特別支援教育支援員1年半

- ・教育委員会

障がい児教育相談員 1年



思い続けてきたこと...

誰もが自分らしく生きられるように...

2 . 支援の移り変わり ...子どもの放課後を例に

2003年3月まで
措置制度の時代

= 公的支援はゼロに等しい時期

- ・ 日帰り短期入所
- ・ ガイドヘルプサービス
- ・ ボランティア



2003年
支援費制度の時代

= 児童デイサービスの制度化

- ・ 日帰り短期入所
- ・ 児童デイサービス (型)
- ・ 移動介護



2012年
児童福祉法の時代

= 放課後等デイサービスの発展

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 日中一時支援
- ・ 移動支援

そして これから



2021年 通所支援に関する検討会

放課後デイの適切な運営・質の確保

学校とも家庭とも異なる
「第三の居場所」



単なる場所の問題ではなく
「第三の人間関係」を築く

3 . 障害児()が利用可能な支援

児童福祉法

通所系

障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ **放課後等デイサービス**

訪問系

- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

入所系

- ・ 福祉型入所施設
- ・ 医療型入所施設

障害児相談支援

相談支援系

障害者総合支援法

- ・ 居宅介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援

訪問系

- ・ 短期入所（ショートステイ）

日中活動系

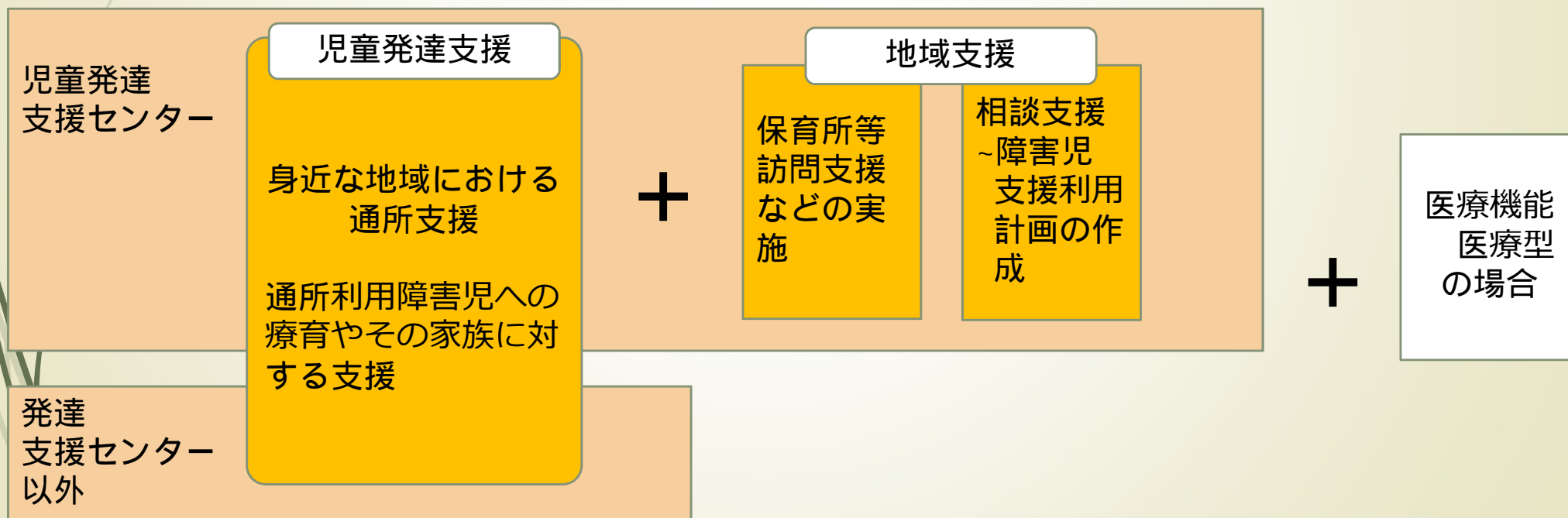
計画相談支援

4 . 障害児通所支援（児童福祉法）

児童発達支援

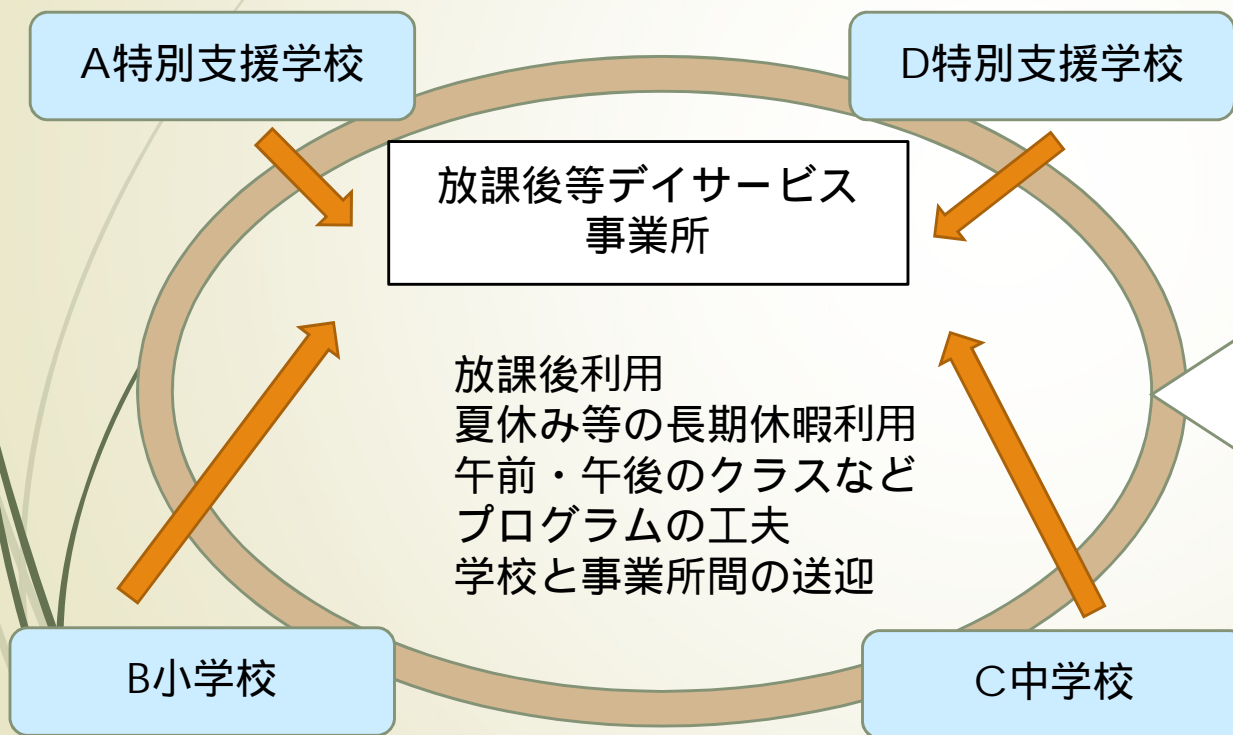
～ 小学校入学まで

日常生活の基本的な動作、知識・技能、集団生活への適応訓練、その他必要な支援



放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休業中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを進める



【提供するサービス】

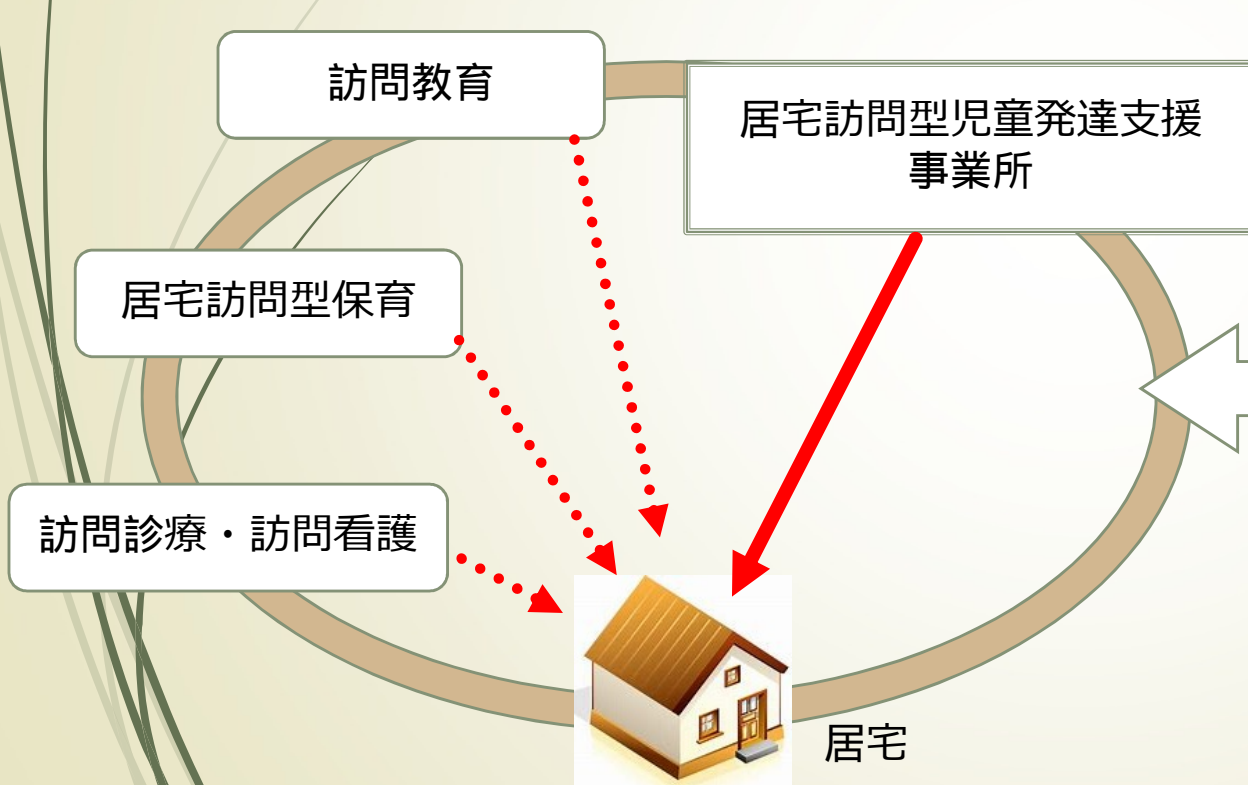
学校の授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等

自立した日常生活を営むために必要な訓練
創作的活動、作業活動
地域交流の機会の提供
余暇の提供

学校との連携・協働による支援（学校と放課後デイの一貫性）

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合、居宅を訪問して発達支援を行う。



【提供するサービス】

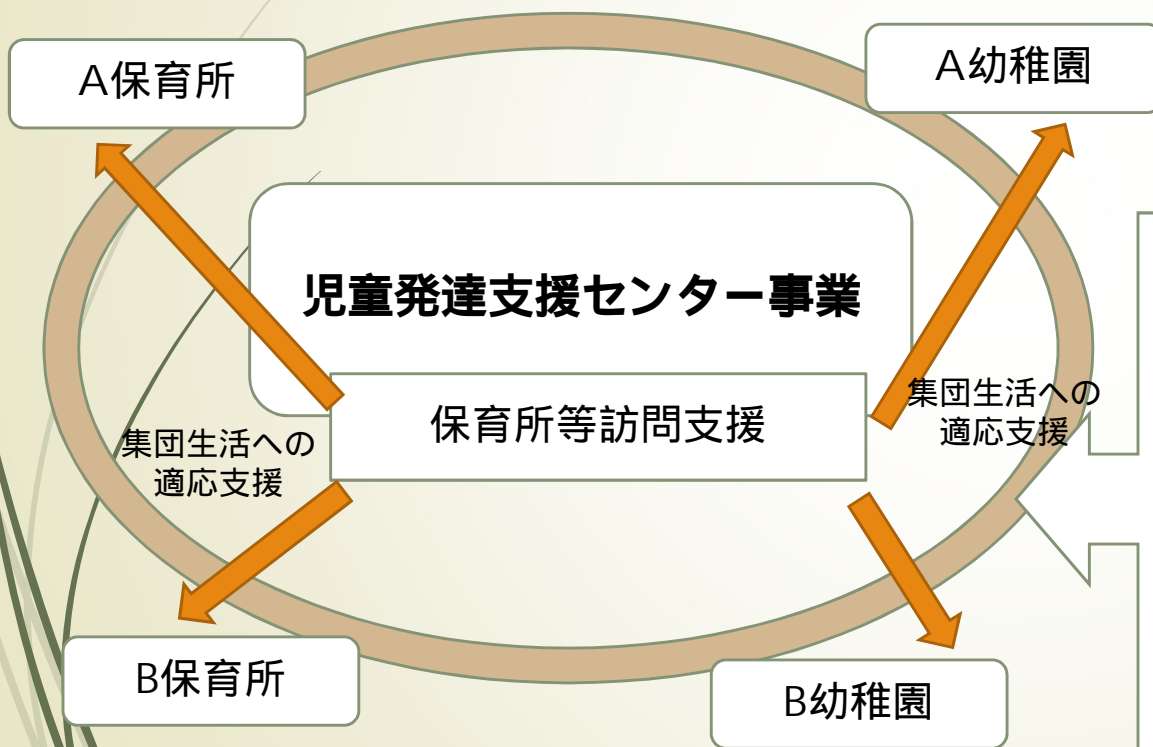
児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を居宅において提供

対象者は、著しく外出が困難で体調が不安定であることが想定されるため、週2日を目安とする。

ただし、障害児通所施設の集団生活に移行していくため集中的に支援を提供していく場合はこの限りではない

保育所等訪問支援

現在保育所等を利用中、または今後利用する予定の障害のある子どもが**集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合に**、訪問支援を実施し、安定した利用をすすめる



訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他 集団生活を営む施設
(放課後児童クラブなど)

【提供するサービス】

障害のある子どもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活を送るための専門的な支援をおこなう

本人に対し... 集団生活適應のための訓練等
スタッフに対し... 支援方法等の指導
2週に1回程度を目安。状況、時期によって頻度は変化

5 . 障害者総合支援法

自立支援給付

居宅介護

主に身体障害を持つお子さんに対し、自宅での入浴・排雪・食事等の介護や生活全般にわたる相談・援助を行う

行動援護

知的・精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を必要とするお子さんが外出する際の危険回避の援護、移動中の介護食事の介護など必要な援助を行う

重度障害者等包括支援

肢体不自由者で常に介護を必要とする15歳以上の方で、入浴、排せつ、食事等の介護、家事、外出時の移動中の介護、その他生活全般にわたる援助

短期入所

保護者の疾病やその他の理由により自宅や親せきなどでみることができない場合に、児童福祉施設等に短期間入所させ生活全般に必要な保護を行う

生活支援事業

移動支援

屋外での移動が困難な身体・知的・精神の障害を持ったお子さんに社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援

日中一時支援

障害を持ったお子さんを一時的に預かり、日中活動の場を提供。見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行う。また、家族に対して就労支援、日常的に介護している家族の一時的急速をはかる

6 . 福祉サービスが必要だと思ったら...

1

市の担当窓口申請

児童の支援 ~ こども療育課 (福祉センター 2F)

大人の支援 ~ 障がい者支援課 (市役所第2庁舎 1F)

2

ご本人やご家族の様子を確認する調査があります

3

どこの事業所?

自分で探す? 相談室に相談する?

4

「サービス等利用計画」の提出

5

受給者証発行 ~ 福祉サービスを利用するための証明証 (大人 ~ 水色、こども ~ ピンク)

6

サービス提供事業所と契約

7

利用開始

福祉サービスが必要だと思ったら

「療育手帳」や「障害者手帳」がなくても利用は可能です

発達検査の結果やお医者さんの手紙で支援が必要だと判断されれば利用できることが多いです。

それでも「困った!」「どうしよう?」と思ったら...

いつでも相談してください

～ ダウン症者の幸福度調査 ～

7. おわりに

出生前検査（先天性疾患の可能性）

陽性確定のほとんどが中絶を選択している。

「障がいを持って生まれてくる子どもの人生への不安」

「障がいのある子を産んだ女性が責められる現実」

一定の割合で病気や障害のある子が生まれてくるのは
自然なこと

命の選別につながらないのか

↓
ダウン症者の9割が毎日幸せだと感じている

誰でも染色体や遺伝子レベルでは完璧ではなく何かが欠けている

=それが人間、個性

支援が当たり前にある社会に

だれもが当たり前に分らしく生きていくことができる社会に

岩元綾さんからの メッセージ

「21番目のやさしさに」

人間の染色体は、2本ずつ、23対ある。
その中で、21番目の染色体がなぜか1本多く3本になる。
これが、21トリソミー（ダウン症）だ。
偶然か、必然か 21トリソミーは千人に一人生まれてくる。
この1本多い染色体に、発達の遅れや心臓病、
甲状腺などのいろいろな障害を持って生まれてくる。
そしてたくさんの悲しい、苦しい、にがい涙が流される。
人はたくさんの涙を流すと、やさしくなれるのだろうか。
母は21番目の1本多い染色体には、
やさしさと可能性がいっぱい詰っているという。
その言葉は、私の心を救った。
母はこの言葉のように、私に純粹で心やさしい一人の女性になってほしいと
願ったのだろう。いつしか、母は多くの人にダウン症を理解してもらうために
同じことを言うようになった。
私は思う。21番目の1本多い染色体には多くのダウン症の子どもをもつ親たちの
わが子に対する熱い思いも、詰っていると。
私は思う。人は誰でも、多くの壁を抱えている。
やさしさが壁を崩してくれることに気付くと、もとの心を取り戻すと。
目を閉じて、21番目の染色体の中には 無限の可能性もあると想像してみて！
きっとあなたもやさしくなれる！

～岩元綾著「ことばが 生まれるとき」より～

～～思い続けたこと、言い続けたこと～～

子どもが自分の気持ちを言葉で表すことは、非常に難しいことです。
子どもの行動の裏にある「本心」は、大人が読み取ってあげなくてはなりません。
「手がかかる」時ほど、子どもたちは何かを訴えています。
愛されていない子に、自己肯定感は育ちません。
「いじめはダメ」と話すだけで、「いじめ」を止めさせることはできません。

子どもには、たくさんの大人たちの愛情が必要です。
つながり合い、支え合いましょう！

「子どもひとりを育てるには、村が丸ごと必要である」
(アフリカのことわざ)